

かするをもて名品とす、若滑の字の誤とするときは、此石を温石といひ始は、何れの頃か考ふべからず、又一説に式の温石は、此石火に焼き病を熨するに効あれば、拾遺の温石の名を借りて、一名の名となし、ものしなりへり、猶考ふべし。

〔增訂豆州志稿〕土石温石フンザク

熱海ヨリ出ヅルヲ最トス、自然ニ鹹味ヲ具ス、增、是レ鑛泉中ノ加爾基曹達等凝結シテ石ニ化シタル也、之ヲ以テ腹痛、積聚等ヲ熨シテ效アリ。

〔落窪物語三〕北の方は、かの典藥の事により、起まして部屋の戸引き開けて見たまふに、うつぶしふして、いみじう泣く、いといたしや、などかくはの給ふぞといへば、胸のいたく侍ればと息の下にいふ、あないとをし、物の積かとも、典藥のぬしくすしなり、かいさぐらせ給へといふに、類なくにくし、何か風にこそ侍らめ、くすし入るべき心地しはべらずといへば、○中御焼石。あてさせ給はんやと聞ゆれば、よかなりとの給へば、あこぎ典藥にぬしをこそ今は頼み聞えめ、御焼石覓めて奉り給へ、皆人も寐静まりてあこぎがいはんによもとらせじ、これにてこそ志のありなし見えはじめ給はめといへば、典藥うち笑ひて、さなり残りの齡少くとも、一すぢに頼み給はべつかうまつらん、いわ山をもと思へば、まして焼石はいとやすし、思ひにさし燒きてんといへば、同じくは疾くとせめられてぞ往ににける、

〔蓮歩色葉集多湯治〕タウ

〔釋日本紀述義〕幸于伊豫温湯宮

伊豫國風土記曰、湯郡大穴持命見悔恥而宿奈毗古那命欲活而大分速見湯自下極持度來、以宿奈毗古那命而浴、瀆者、楚間有活起居、然詠曰、眞楚寢哉、踐健跡處、今在湯中石上也、凡湯之貴奇不二、於今世染疹、萬生爲除、病存身要藥也、天皇等於湯幸行降坐五度也、以下帶申日子天皇與大后息長帶姬命、二軀爲一度也、以上宮聖德皇爲一度、及侍高麗惠總僧葛城臣等也、于時立湯側碑、文記云、法興六年十月歲在丙辰、

○按ズルニ、各地温泉場ノ事ハ、地理部温泉篇ニ詳ナリ、今此ニハ只温泉浴法ノ濫觴ヲ示セル